

令和6年度 交通遺児激励事業実施要領

千葉県交通安全対策推進委員会

1 目的

この要領は、JA 共済交通遺児育英募金等をもとに、千葉県内の小中学校等に通学する交通遺児に対し、激励文を添えて激励品を贈呈するために必要な事項を定めるものとする。

2 「交通遺児」の定義

交通遺児とは、児童福祉法第6条に規定する保護者又は同法第27条第1項第3号の規定による里親が交通事故により死亡した児童及び生徒をいう。

3 対象者

激励品は、交通遺児であって、次の各号に該当する者に対して贈呈するものとする。

- (1) 令和7年4月に小・中学校、義務教育学校、中等教育学校、又は特別支援学校小学部・中学部へ入学する者及び令和7年3月に中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業する者
- (2) 義務教育学校（前期課程に限る）又は中等教育学校（前期課程に限る）を修了する者
- (3) 小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る）又は特別支援学校小学部・中学部に在学中で、当該年度中に交通遺児となった者（既に交通遺児であって、更に残りのひとり親を失った者を含む。）
- (4) 小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る）又は特別支援学校小学部・中学部に在学中の交通遺児のうち、(1)、(2)、(3)の該当者を除いた者

4 事業内容

(1) 激励品

- ア 3の(1)(2)(3)に該当するとき、図書カード1人当たり20,000円以内を贈呈する。
- イ 3の(4)に該当するとき、図書カード1人当たり10,000円以内を贈呈する。

(2) 贈呈時期

対象者に対し、原則として3月に贈呈する。

(3) 激励の方法

市町村立の小・中学校・特別支援学校への激励文の交付及び激励品の贈呈は、地域振興事務所を通じて対象者またはその保護者に対し行うものとする。ただし、千葉市内及び市原市内の小・中学校・特別支援学校並びにその他の学校についてはくらし安全推進課が行う。

(4) 激励文

激励文は、千葉県交通安全対策推進委員会会長千葉県知事名とし、文章は別に作成するものとする。

5 対象者の調査

12月末現在をもって対象児童・生徒の把握のため必要な調査を実施するものとする。ただし、それ以降については、3月末日現在で追加調査を行うものとする。